

<課題3>

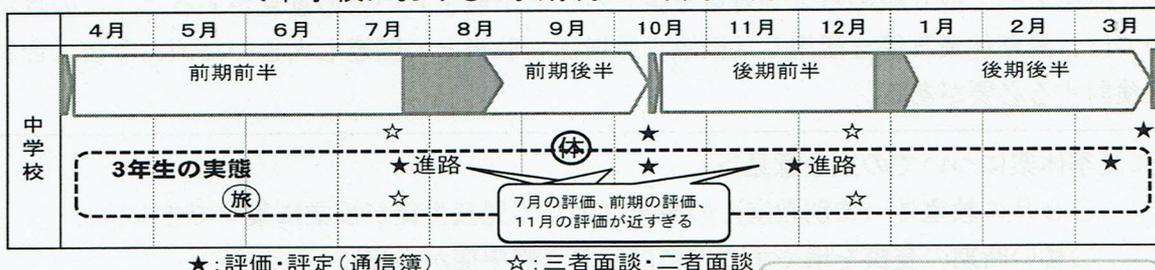
中学校においては、従来の2学期制の枠組みと評価・評定を伝える時期等に不整合が生じており、事務作業が煩雑化していること。

課題3に対する提言

中学校においては、実態に応じて、評価・評定、通信簿の作成時期を学年の発達段階や教科の特性に応じて柔軟に設定する。

中学校では、現在の進路指導のしくみとして、3年生は7月期、12月期の評価が必要となるため、前期末と学年末に評価・評定を示す現在の2学期制のもとでは、評価回数がかえって増えてしまう実態がある。ここに修学旅行や体育祭等の学校行事が重なることで、生徒の変容を長いスパンで見取ることや十分な評価資料を集めることが難しくなっている。また、1・2年生と3年生の評価・評定の時期や回数が違っている現状がある。そこで、現在の2学期制で前期末と学年末に伝えている評価・評定を学期の枠にとらわれず、評価・評定の時期や回数を柔軟に設定することでこの問題を解決することが望ましいと判断した。すでに評定の時期を変更した取組をしている学校や、5教科と技能教科で評価・評定を伝える時期や回数を分けている学校もある。例えば、授業時数や評価機会の多い5教科は評価・評定を年間3回として、授業時数の少ない技能教科については評価・評定を学期末の2回としている事例も報告された。また、中学校では、日常の授業における学習活動や形成的な評価以外にも定期テストが行われているため、定期テストの結果や評定が学習の動機付けになっていることが多い現状がある。各学校においては、定期テストの結果だけで評価することなく、レポート、作品、小テスト等、日常的な学習の様子により総合的に評価が行われるよう、今後も指導と評価のあり方、評価資料の集積について研究し、総括的な評価の充実を図っていくことが求められる。

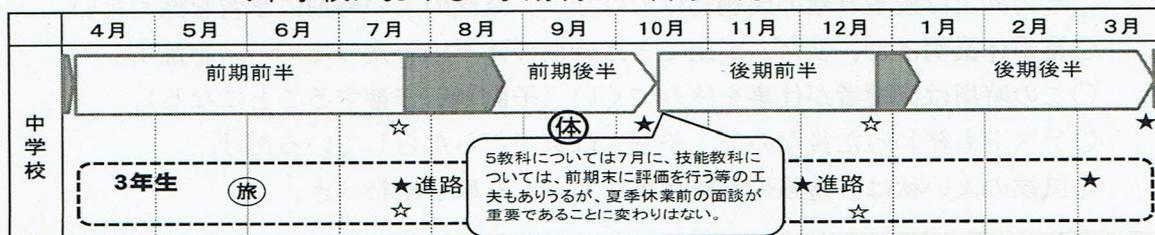
<中学校における2学期制の1年間の流れ(現行)>



★: 評価・評定(通信簿) ☆: 三者面談・二者面談

学年の発達段階、各教科等の特性、または、各学校の実態に応じて、評価の時期や回数を変える等、柔軟な取組を行う。

<中学校における2学期制の1年間の流れ(工夫例)>



★: 評価・評定(通信簿) ☆: 三者面談・二者面談 \* 提言4にもとづき秋季休業を廃止した場合

<課題4>

長期休業日等を活用した授業日数増加の取組で、長期休業日が少なくなっていることや学校毎に休業日が異なっているため、2学期制導入当初に設けていたサマースクールや学習相談日等が設けにくくなっていること。

**課題4に対する提言**

**長期休業日等を活用した授業日数増加の取組等で夏休みのスケジュールが過密であることから、秋季休業を廃止して夏季休業日を増やすことが妥当である。**

2学期制が導入される際に、秋季休業を設けるために、夏季休業日を減らした経緯があるが、平成29年度から「長期休業日等を活用した授業日数増加の取組」が本格運用されている中、全ての学校が夏季休業日に授業日を設定していることで、夏季休業日がさらに少なくなっている現状がある。そのため、2学期制導入当初と比べて夏季休業日のスケジュールが過密となっており、サマースクールや学習相談日または部活動等に影響が出ている。一方で、秋季休業に関してはその必要性を疑問視する声が教員、保護者ともに多くあることが分かった。さらに、2学期制を採用している自治体で秋季休業を設けていない例も多いことから、秋季休業を廃止して夏季休業日に組み込むことが妥当であると判断した。

また、現在は長期休業日における授業日を各学校がそれぞれ設定しているため、学校ごとに長期休業期間が異なり、部活動の大会や地域のイベント等で支障が出ることや、年度ごとに長期休業期間が変わるので保護者や市民にとって分かりづらいことなどがデメリットとしてあげられる。平成29年度の例では夏季休業後の始業日が早い学校で8月23日、遅い学校で8月29日と一週間近く離れていた。中学校における部活動の大会日程等は3学期制を前提に組まれているため、全国大会に出場した生徒が授業に参加出来ない事例もあった。協議の中では、夏季休業期間や冬期休業期間等は他地域の動向を注視しつつ、横須賀市として一定の統一感をもって取り組めるよう対策を講じることが望ましいとの意見があった。この点については、長期休業日等を活用した授業日数増加の取組との関連も大きいため、今後は合わせて検討する必要がある。

<夏季休業についての主な意見>

- 8月の教室外（特別教室）の授業は暑くて児童生徒が授業に集中できない。
- 暑い時期の登校を増やすことには反対（熱中症が心配）。
- 10月の涼しい時期より、8月末の暑い時期を休日にするべきである。

<秋季休業についての主な意見>

- 学力向上は授業日数の問題だけではない。気候のよい時期に学習を深めたい。
- 夏季休業明けで、リズムが出てきた時期の休みはかえってペースを乱す。
- この時期は保護者が仕事を休みにくい（子供が留守番することになる）。
- テストも終わった後なので、子どもは家でだらだらしているだけ。
- 気候のよい秋は、勉強や学校行事にじっくり取り組むべき。

## おわりに

検討委員会では、「成果と課題についての検証」及び「今後の学期制のあり方」について、横須賀市教育委員会からの諮問を受けて1年余りにわたり様々な観点から議論を重ね、これまでの審議結果を「答申」として整理し、課題の解決に向けた「提言」を行った。

平成29年に改訂された学習指導要領では、学びの質を高めるために、「何を学ぶのか」に加えて、「どのように学ぶのか」、「何ができるようになるか」が重視され、「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められている。新学習指導要領で示される児童生徒が身に付けるべき資質・能力の定着を見取る上で、学期や単元の終了時に行う「総括的な評価」に加え、学習指導の途中において、それまでの指導内容の定着状況を評価する「形成的評価」がより重要となる。教師は適宜、形成的評価を行い、その評価結果をもとに、指導方法や指導計画を見直し、定着状況に応じて補充的な指導を行うなど、学びの質を高めていかなければならない。そのためには、評価の時期や回数を発達段階等に基づいて柔軟に設定する、従来の枠組みにとらわれない新たな2学期制の趣旨に基づいた年間指導計画や評価計画が一層重要になり、これらを保護者や地域とも共有し、共に考えていくことが求められている。

また、小学校においては、外国語活動、外国語に伴って増加となる時間をどのように生み出すのかについても、年間を見通した弾力的な時間割編成が求められる。

さらに国は、学校教育法施行令の一部を改正（平成29年9月）し、長期休業日の一部を学期中の平日に移して、学校休業日の分散化する取組（キッズウィーク）を進めているが、設置者としては児童生徒の学びを豊かにすることに資するという観点から、横須賀市の2学期を活かしていくための判断をしてほしい。

他にも、「小中一貫教育推進の取組」や「長期休業を活用した授業日数増加の取組」など、横須賀市の施策との関わりや公立高等学校入学者選抜制度の動向など、神奈川県との関わりについても、学期制と深く関係があるため引き続き注視していく必要がある。

検討委員会では、豊かな学びを実現するために約1年間にわたり学期制を検討してきたが、ただ学期制を改善するだけで豊かな学びが生まれるとは考えていない。児童生徒の学びをより豊かにするためには、教員の多忙化の解消をはじめとする施策も合わせて検討を行わなければならないと考える。

本答申及び提言を踏まえ、市教育委員会や各学校及び校長会等各関係機関は、今後とも全国や県内の動向を注視しつつ、検証を継続し、学期制の効果が最大限に生かされ、市民の期待に応える質の高い学校教育を実現するために、必要な施策を実施していくことを強く望むものである。

## 2 学期制に係る意識調査概要

## 1 調査概要

## (1) 調査目的

本市における 2 学期制の趣旨に係る意識調査を実施し、2 学期制の検証の資料とする。

## (2) 調査対象

- ◆横須賀市立小中学校所属校長・教頭、教員（県費教員）
- ◆横須賀市立小中学校に在籍する保護者代表 \*各学校 5 名抽出+PTA 協議会協力者
- ◆横須賀市立小中学校の学校評議員 \*各学校 5 名抽出

## &lt;回収率&gt;

回答者 /校種	対象者数			回答者数			回収率		
	全体	小学校	中学校	全体	小学校	中学校	全体	小学校	中学校
校長・教頭	138 人	92 人	46 人	136 人	90 人	46 人	98.6%	97.8%	100%
教員	1516 人	910 人	606 人	1485 人	897 人	588 人	98.0%	98.6%	97.0%
保護者	345 人	230 人	115 人	314 人	216 人	98 人	91.0%	93.9%	85.2%
PTA 協議会	34 人	21 人	13 人	34 人	21 人	13 人	100%	100%	100%
学校評議員	345 人	230 人	115 人	286 人	192 人	94 人	82.9%	83.5%	81.7%

(3) 調査方法 アンケート調査

(4) 実施時期 平成 29 年 1 月

## 2 調査内容

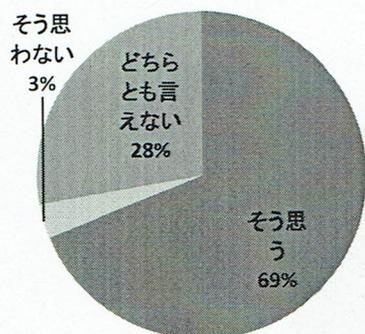
- (1) 校長・教頭用 (教育課程編成、指導時間の確保。指導方法の改善・適切な評価、長期休業前・中の指導方法の工夫、2 学期制のあり方)
- (2) 教員用 (指導時間の確保、指導方法の改善・適切な評価、長期休業前・中の指導方法の工夫、2 学期制のあり方)
- (3) 保護者用 (指導方法の改善・適切な評価、長期休業前・中の指導方法の工夫、2 学期制のあり方)
- (4) 学校評議員用 (本市における 2 学期制、学校の主体的な教育活動の実践、2 学期制のあり方について)

## 管理職

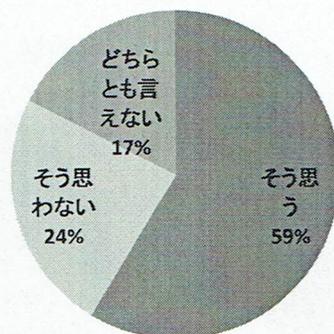
### 1. 教育課程の編成について

2学期制の趣旨を踏まえ、特色ある教育課程の編成による学校運営が行われていますか。

小学校(90人)



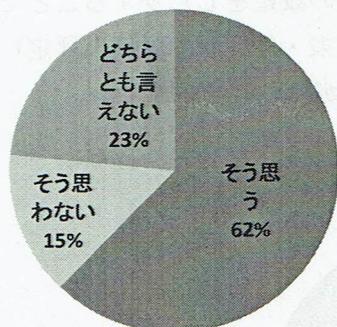
中学校(46人)



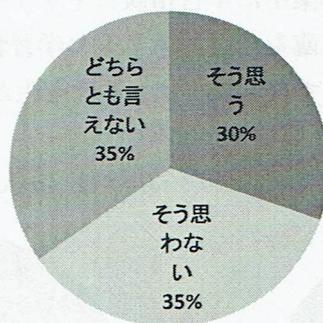
### 2. 指導時間の確保について

2学期制は、授業時数を含む指導時間の確保につながっていると思いますか。

小学校(90人)



中学校(46人)

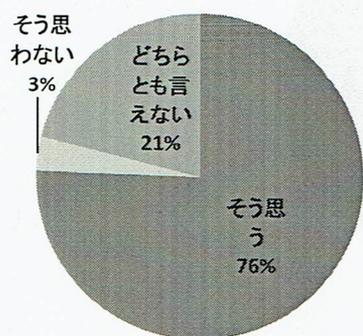


### 3. 指導方法の改善・適切な評価について

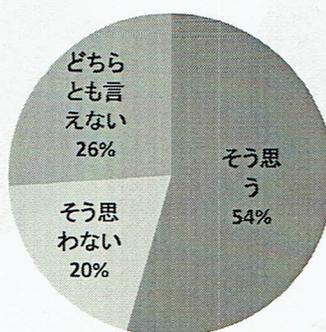
2学期制では、学期末の評価・評定に至るまでの指導と評価の期間が長くなることにより、きめ細かい指導が可能となり、多くの評価資料を用いた適切な評価・評定につながることを期しています。

学校では、趣旨を生かした取組が行われていますか。

小学校(90人)



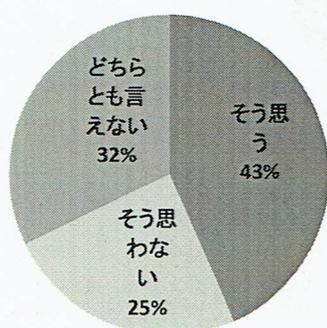
中学校(46人)



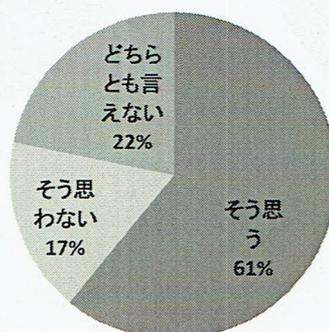
### 4. 長期休業前および長期休業中における指導の工夫について

2学期制では、長期休業期間が学期の途中になることから、学習の継続期間としてとらえることができます。長期休業中に学習相談日やサマースクールの設定をしたりすることで、児童生徒が主体的に学習に臨み、長期休業後の学習状況（前期末・年度末の評価・評定）につながることを期しています。学校では、趣旨を生かした取組が行われていますか。

小学校(90人)



中学校(46人)

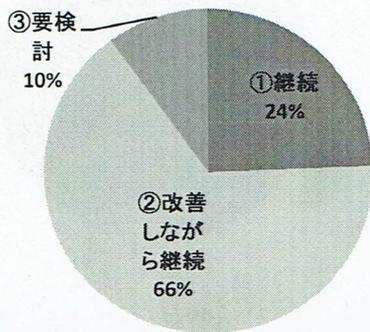


## 5. 2学期制のあり方について

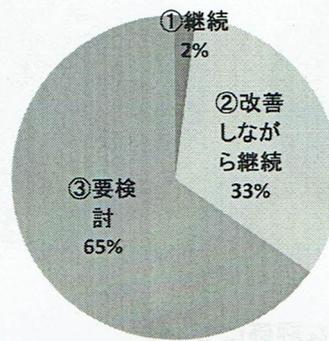
これまでの2学期制を振り返って、どのように考えていますか。

- ①趣旨が生かされた教育活動が行われているので今後も継続したほうがよい。
- ②課題があるが、改善しながら、継続したほうがよい。
- ③課題があるので、学期制については検討したほうがよい。

小学校(90人)



中学校(46人)

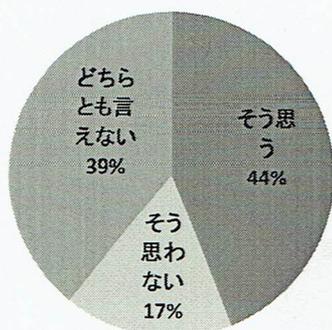


教員

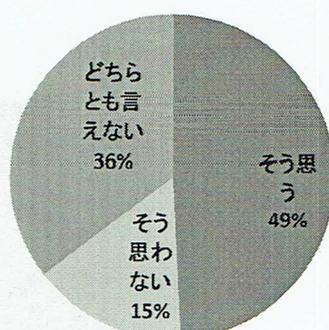
1. 指導時間の確保について

2学期制は、授業時数を含む指導時間の確保につながっていると思いますか。

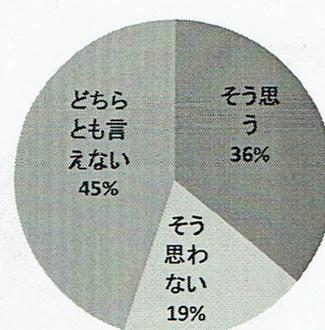
全体(1485人)



小学校(897人)



中学校(588人)

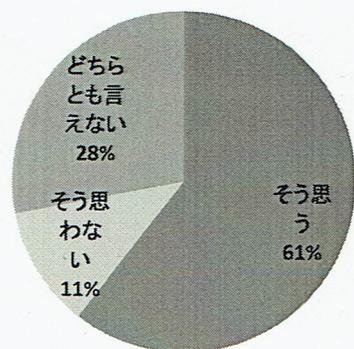


2. 指導方法の改善・適切な評価について

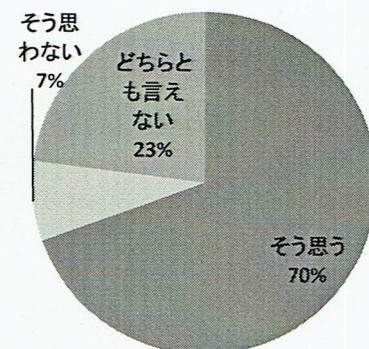
2学期制では、学期末の評価・評定に至るまでの指導と評価の期間が長くなることにより、きめ細かい指導が可能となり、多くの評価資料を用いた適切な評価・評定につながることを期しています。

学校では、趣旨を生かした取組が行われていますか。

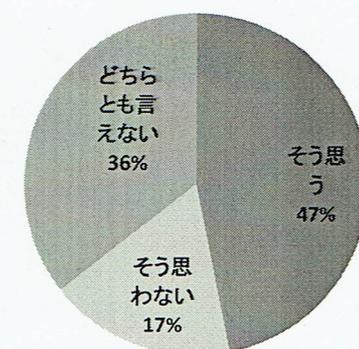
全体(1485人)



小学校(897人)



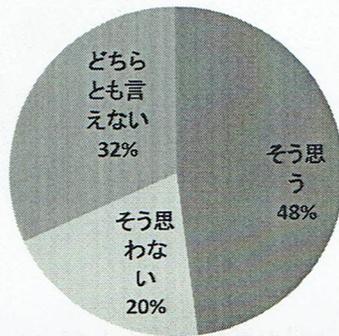
中学校(588人)



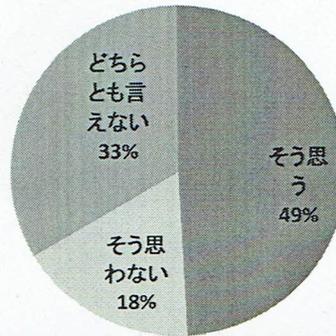
3. 長期休業前および長期休業中における指導の工夫について

2学期制では、長期休業期間が学期の途中になることから、学習の継続期間としてとらえることができます。長期休業中に学習相談日やサマースクールの設定をしたりすることで、児童生徒が主体的に学習に臨み、長期休業後の学習状況（前期末・年度末の評価・評定）につながることを期しています。学校では、趣旨を生かした取組が行われていますか。

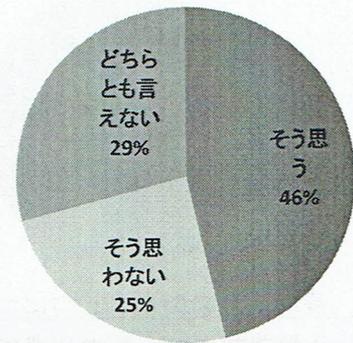
全体(1485人)



小学校(897人)



中学校(588人)

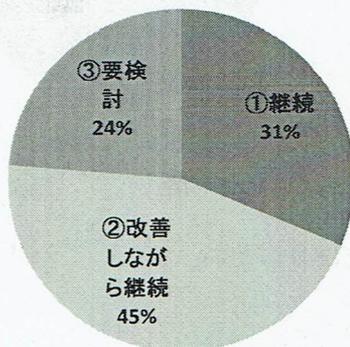


4. 2学期制のあり方について

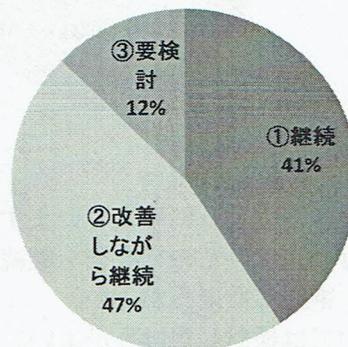
これまでの2学期制を振り返って、どのように考えていますか。

- ①趣旨が生かされた教育活動が行われているので今後も継続したほうがよい。
- ②課題があるが、改善しながら、継続したほうがよい。
- ③課題があるので、学期制については検討したほうがよい。

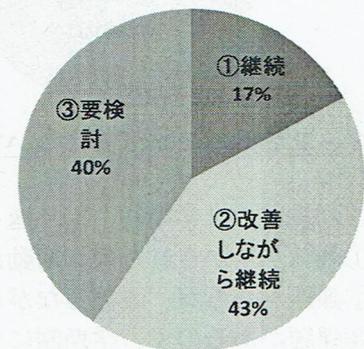
全体(1485人)



小学校(897人)



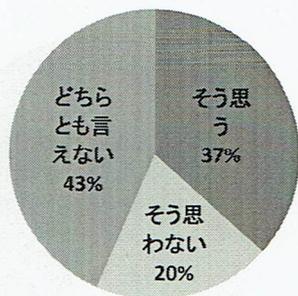
中学校(588人)



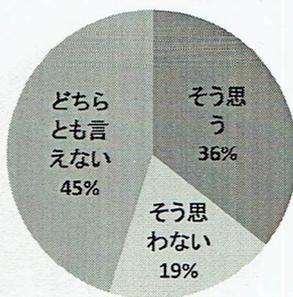
### 1. 学校における指導方法の改善・適切な評価について

2学期制では、学期末の評価・評定に至るまでの指導と評価の期間が長くなることにより、きめ細かい指導が可能となり、さまざまな学習場面での子ども理解をもとにした適切な評価・評定につながることを期しています。学校では、その趣旨が生かされた指導や評価が行われていると思いますか。

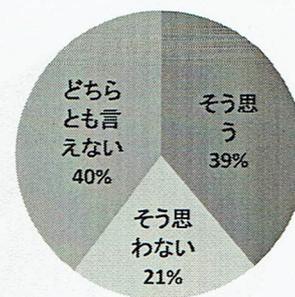
全体



小学校



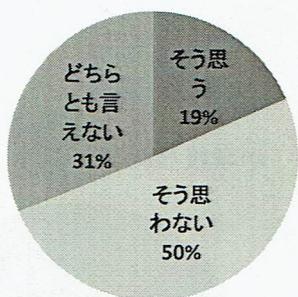
中学校



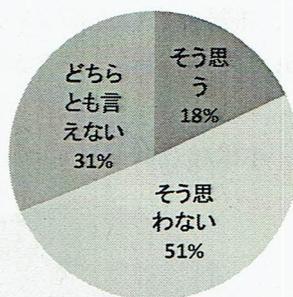
### 2. 長期休業中の過ごし方について

2学期制では、長期休業期間が学期の途中になることから、学習の継続期間としてとらえることができます。長期休業期間を学習内容の整理や復習の期間として活用することで、長期休業後の学習状況（前期末・年度末の評価・評定）につながることを期しています。子どもたちにとって、長期休業期間がそのような機会となっていると思いますか。

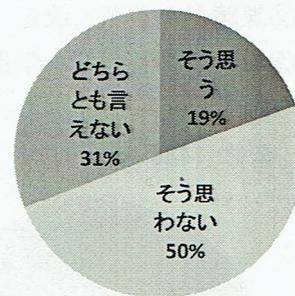
全体



小学校



中学校

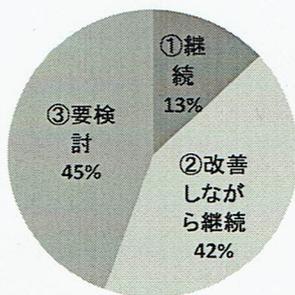


### 3. 2学期制のあり方について

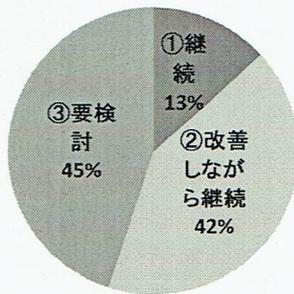
これまでの2学期制を振り返って、どのように考えていますか。

- ①趣旨が生かされた教育活動が行われているので今後も継続したほうがよい。
- ②課題があるが、改善しながら、継続したほうがよい。
- ③課題があるので、学期制については検討したほうがよい。

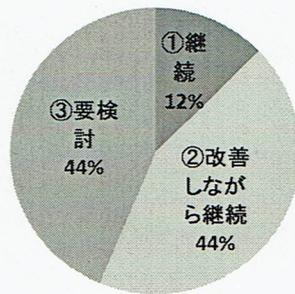
全体



小学校



中学校

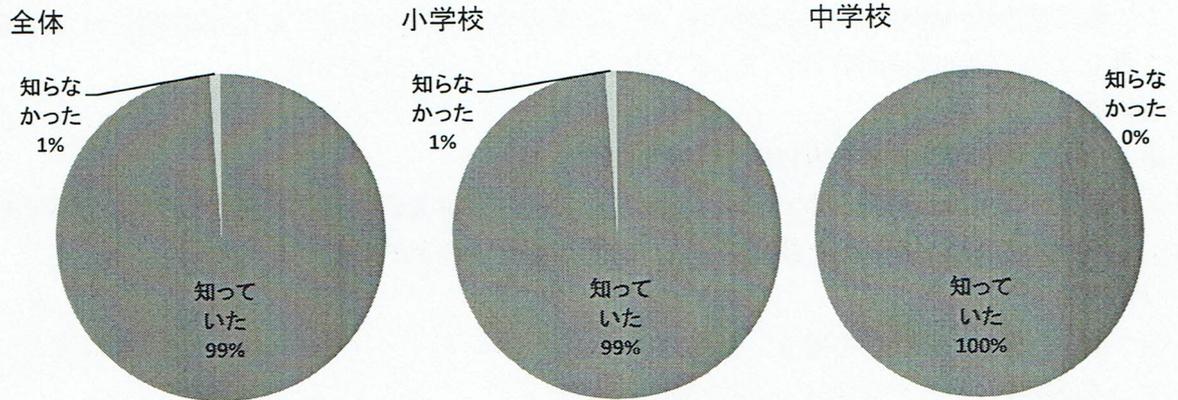


評議員

本市では、平成 21 年度から、市立全小中学校で 2 学期制が導入されました。

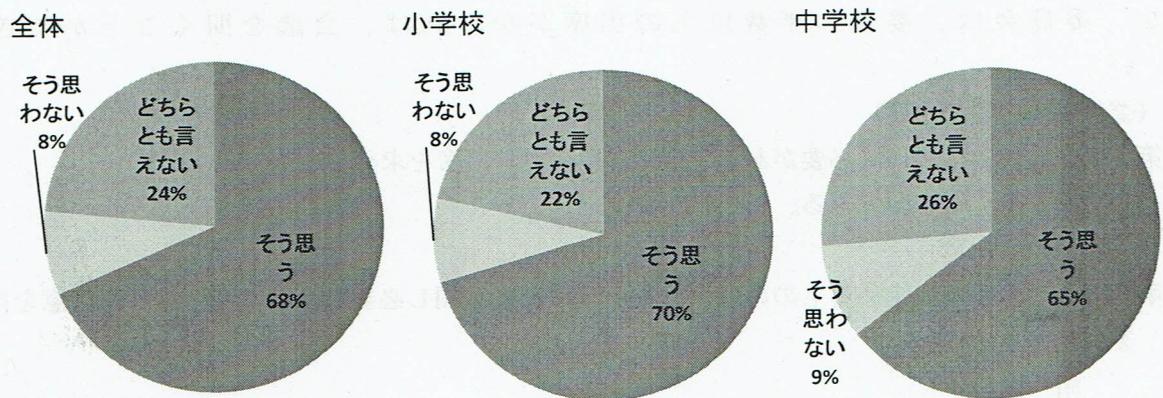
1. 本市における 2 学期制について

本市が 2 学期制を導入していることは知っていましたか。



2. 学校の主体的な教育活動の実践について

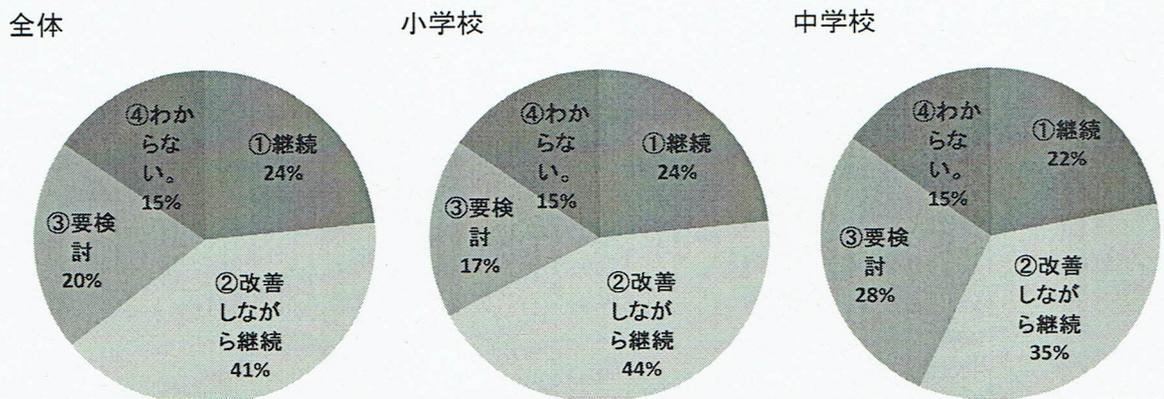
現在、学校は 2 学期制の趣旨を踏まえ特色ある教育課程を編成し、主体的に教育活動を行っていると思いますか。(趣旨は、依頼文に掲載してあります)



3. 2 学期制のあり方について

本市における 2 学期制について、どのように考えていますか。

- ①課題はないと思われるので、今後も継続したほうがよい。
- ②課題があるが、改善しながら、継続したほうがよい。
- ③課題があるので、学期制については検討したほうがよい。
- ④わからない。



## 横須賀市立学校学期制検討委員会条例

## (設置)

第1条 横須賀市立学校における学期制のあり方に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市立学校学期制検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、市立学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者及び市立学校の校長その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

## (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

## (委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

## (この条例の失効)

2 この条例は、平成29年9月30日限り、その効力を失う。

平成 28 年（2016 年）11 月 4 日

横須賀市立学校学期制検討委員会 様

横須賀市教育委員会  
委員長 荒川 由美子

## 諮 問 文

次に掲げる事項について、貴委員会のご意見を賜りたく諮問いたします。

## 記

## 1. 諮問事項

- (1) 横須賀市における 2 学期制の検証について
- (2) 横須賀市における今後の学期制のあり方について

## 2. 諮問理由

本市における 2 学期制に係っては、平成 14 年度から段階的に導入され、平成 21 年度から市立全小中学校で実施され、現在に至っています。

導入の趣旨は、学校のシステムを見直して、新しい教育課程を創造していく主体的な意識が各学校に生まれることを期したことがあります。また、指導時間の確保、指導方法、適正な評価が可能になることを期したことがあります。

そのような経過の中、全国的な導入から 15 年が経過し、教育をめぐる制度が大きく変化し、教育に関わる環境や状況が 2 学期制導入当時と異なってきており、その変化に合わせた対応が求められています。このような状況の中、県内市町を含め、全国的に学期制に係る検証・検討が行われ、多くの自治体において「新たな学期制」を基にした教育活動が展開されています。

本市においても、「期待された成果が見られる一方、2 学期制本来の趣旨が生かされていない」といった声もあります。特に中学校からは、入学選抜制度との関連や「長期休業と学習意欲喚起」との関連等から、2 学期制の見直しを求める声もあります。

このような状況を踏まえて、2 学期制実施に係る成果・課題について検証するとともに、今後の効果的な学期制のあり方について検討を行い、子どもたちの学びをより豊かにしていくための学期制実施に向けた準備を行っていく必要があると考えています。

つきましては、上記諮問事項について、ご審議を賜り、ご答申（提言）をいただきますようお願い申し上げます。

## 平成 28 年度 横須賀市立学校学期制検討委員会名簿

(順不同 敬称略)

## 【委員】

学識経験者	矢野 英明	帝京大学専門職大学院客員教授
保護者代表	阿部 敏博	横須賀市 P T A 協議会 会長
小学校校長会代表	高橋 淳一	池上小学校 校長
中学校校長会代表	丸瀬 正	浦賀中学校 校長
小学校教頭会代表	相田 真弓	浦郷小学校 教頭
中学校教頭会代表	佐藤 啓泰	田浦中学校 教頭
小学校教員代表	杉本 美紀子	夏島小学校 総括教諭
中学校教員代表	遠藤 澄子	久里浜中学校 総括教諭

## 【事務局】

事務局	佐藤 昌俊	教育指導課 課長
事務局	川上 誠	教育指導課 主査指導主事
事務局	梶川 友恵	教育指導課 主査指導主事
事務局	太田 泰義	教育指導課 指導主事

## 平成 29 年度 横須賀市立学校学期制検討委員会名簿

(順不同 敬称略)

## 【委員】

学識経験者	矢野 英明	帝京大学小学校管理指導主事
保護者代表	阿部 敏博	横須賀市 P T A 協議会 会長
小学校校長会代表	野村 一雄	汐入小学校 校長
中学校校長会代表	丸瀬 正	浦賀中学校 校長
小学校教頭会代表	相田 真弓	浦郷小学校 教頭
中学校教頭会代表	三宅 豊	北下浦中学校 教頭
小学校教員代表	杉本美紀子	夏島小学校 総括教諭
中学校教員代表	遠藤 澄子	久里浜中学校 総括教諭

## 【事務局】

事務局	佐藤 昌俊	教育指導課 課長
事務局	北川 貴章	教育指導課 主査指導主事
事務局	溝口 洋樹	教育指導課 主査指導主事
事務局	太田 泰義	教育指導課 主査指導主事